

第23号議案

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

(1) 介護保険料基準額等の改定 資料1 資料2

今後さらなる高齢化が進むとともに、75歳以上の人口も増加することが想定される。これに伴い、介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加など、介護事業にかかるサービス量や費用の増加が見込まれることから、条例第13条に規定する第九期（令和6年度～令和8年度）における第一号被保険者の介護保険料基準額等を改定する。

- ① 介護保険料基準額 年額78,000円（第八期 年額73,200円）
※月額6,500円（第八期 月額6,100円）
- ② 保険料段階の変更 全17段階（第八期 全14段階）
- ③ 保険料段階を区分する基準所得金額および保険料率の変更（第7段階以上）

(2) 特別給付費に係る規定整備

これまで特別給付として実施していた「地域密着型ケアハウスサービス」を廃止する。

2 施行期日 資料2

令和6年4月1日

第九期 第一号被保険者保険料基準額等の改定について

第九期の介護保険料基準額等について

- 年額 78,000円（第八期 73,200円）
- 月額 6,500円（第八期 6,100円）
- 保険料段階 全17段階（第八期 全14段階）
- 保険料段階を区分する基準所得金額および保険料率
下表のとおり

国標準段階	国料率	区段階	対象者	保険料率	保険料(月額)		保険料(年額)	
					第八期との差	第八期との差		
1段階	0.455	1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.25 ※	1,625円	19,500円		
					+100円	+1,200円		
2段階	0.685	2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.25 ※	1,625円	19,500円		
					+100円	+1,200円		
3段階	0.69	3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.30 ※	1,950円	23,400円		
					+120円	+1,440円		
4段階	0.9	4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.65 ※	4,225円	50,700円		
					+260円	+3,120円		
5段階	1.0	5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.85	5,525円	66,300円		
					+340円	+4,080円		
6段階	1.0	6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00 (基準額)	6,500円	78,000円		
					+400円	+4,800円		
7段階	前段階に定める割合を超える割合で区が定める割合	7	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.10	7,150円	85,800円		
					+745円	+8,940円		
8段階		8	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.25	8,125円	97,500円		
					+805円	+9,660円		
9段階		9	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.45	9,425円	113,100円		
					+885円	+10,620円		
10段階		10	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.65	10,725円	128,700円		
					+660円	+7,920円		
11段階		11	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.80	11,700円	140,400円		
					+1,635円	+19,620円		
12段階		12	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	1.90	12,350円	148,200円		
					+455円	+5,460円		
		13	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.00	13,000円	156,000円		
					+1,105円	+13,260円		
13段階		14	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上900万円未満の人	2.10	13,650円	163,800円		
					+535円	+6,420円		
		15	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満の人	2.40	15,600円	187,200円		
				+2,485円	+29,820円			
	16	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上2,500万円未満の人	2.70	17,550円	210,600円			
				+3,215円	+38,580円			
	17	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2,500万円以上の人	3.30	21,450円	257,400円			
				+4,370円	+52,440円			

※第1段階～第4段階については、消費増税による低所得者の保険料軽減措置として、国基準額に乗じる割合で区が設定した保険料率より減じ、実質の負担保険料率を設定している。

・第1段階:0.42→0.25 ・第2段階:0.42→0.25 第3段階:0.50→0.30 第4段階:0.655→0.65

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
平成12年 3 月 28 日 条例第19号	平成12年 3 月 28 日 条例第19号
(特別給付)	(特別給付)
第12条 区は、居宅要介護被保険者および居宅要支援被保険者に対し、法第62条に規定する特別給付として、次に掲げる特別給付を行う。	第12条 区は、居宅要介護被保険者および居宅要支援被保険者に対し、法第62条に規定する特別給付として、次に掲げる特別給付を行う。
(1) 要支援者夜間対応サービス特別給付 (2) 通院等外出介助サービス特別給付	(1) 要支援者夜間対応サービス特別給付 (2) 通院等外出介助サービス特別給付
(3) <u>地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付</u>	(3) <u>地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付</u>
2 前項に規定する特別給付に係る給付内容、事業者の指定、利用者負担額等事業の実施に関し必要な事項について、区長は、推進委員会への諮問を経て規則で定める。	2 前項に規定する特別給付に係る給付内容、事業者の指定、利用者負担額等事業の実施に関し必要な事項について、区長は、推進委員会への諮問を経て規則で定める。
(保健福祉事業)	(保健福祉事業)
第12条の2 介護者等を支援し、および被保険者が要介護状態となることを予防するため、必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第115条の49に規定する保健福祉事業を実施することができる。	第12条の2 介護者等を支援し、および被保険者が要介護状態となることを予防するため、必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第115条の49に規定する保健福祉事業を実施することができる。
(保険料率)	(保険料率)
第13条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第13条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 <u>3万2,760円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 <u>3万2,940円</u>
(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 <u>3万2,760円</u>	(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 <u>3万2,940円</u>
(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万9,000円</u>	(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万260円</u>
(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万1,090円</u>	(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万1,240円</u>
(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万6,300円</u>	(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万2,220円</u>
(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万8,000円</u>	(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万3,200円</u>
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>8万5,800円</u>	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>7万6,860円</u>

改正後	改正前
<p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>9万7,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>11万3,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イ、</p>	<p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ <u>もしくは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>8万7,840円</u></p> <p>ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ <u>もしくは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>10万2,480円</u></p> <p>ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イ、</p>

改正後	改正前
<p>第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>12万8,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>14万400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>14万8,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、<u>第14号イ、第15号イもしくは第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>15万6,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>720万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</p>	<p>第11号イ、第12号イ <u>もしくは第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>12万780円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>500万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第12号イ <u>もしくは第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>14万2,740円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ <u>もしくは第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>15万7,380円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>17万2,020円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,000万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</p>

改正後	改正前
<p>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>または次号イ、 第15号イもしくは第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(14) 次のいずれかに該当する者 16万3,800円</u> ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>または次号イ もしくは第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(15) 次のいずれかに該当する者 18万7,200円</u> ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>または次号イ</u> に該当する者を除く。)</p> <p><u>(16) 次のいずれかに該当する者 21万600円</u> ア 合計所得金額が2,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))<u>に該当する者を除く。)</u></p> <p><u>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 25万7,400円</u></p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、<u>1万9,500円</u>とする。</p>	<p>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p><u>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 20万4,960円</u></p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、<u>1万8,300円</u>とする。</p>

改正後	改正前
<p>3 前項の規定は、第1項第3号に該当する者の<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>1万9,500円</u>」とあるのは、「<u>2万3,400円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第3号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>1万8,300円</u>」とあるのは、「<u>2万1,960円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第4号に該当する者の<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>1万9,500円</u>」とあるのは、「<u>5万700円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第4号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>1万8,300円</u>」とあるのは、「<u>4万7,580円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p>	<p>(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p>
<p>第15条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。</p>	<p>第15条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。</p>
<p>2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p>
<p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ(1)に係る者を除く。）、ロもしくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロもしくは第5号ロまたは第13条第1項第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ</u>に該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1号から<u>第16号</u>までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。</p>	<p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ(1)に係る者を除く。）、ロもしくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロもしくは第5号ロまたは第13条第1項第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ <u>もしくは第13号イ</u>に該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1号から<u>第13号</u>までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。</p>
<p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>5 前条第4項の規定は、第1項から第3項までの規定による保険料の賦課</p>	<p>5 前条第4項の規定は、第1項から第3項までの規定による保険料の賦課</p>

改正後	改正前
<p>について準用する。</p> <p>付 則</p> <p>(中略)</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第9条 第一号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第13条第1項(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得および同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。</p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p> <p>付 則</p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第13条および第15条第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>について準用する。</p> <p>付 則</p> <p>(中略)</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第9条 第一号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第13条第1項(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得および同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。</p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p>